

県南広域振興局長告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年3月30日

県南広域振興局長 田村均次

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 南笹間黒沢尻線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市滑田第16地割57番1地先から鳩岡崎4地割170番1地先まで	新	m 28.0~7.0	m 1,073.39
	旧	26.0~7.0	1,072.10

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成24年3月30日から同年4月30日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 北上水沢線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市相去町上成沢110番1地先から比久尼沢113番地先まで	新	m 25.0~9.0	m 460.0
	旧	14.0~8.0	460.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成24年3月30日から同年4月30日まで